

令和元年11月13日

津島市上下水道事業営業関連業務委託

プロポーザル参加事業者

御中

津島市長 日比 一昭

津島市上下水道事業営業関連業務委託プロポーザルの実施に伴う質問事項について、下記のとおり回答いたします。

記

No	質問内容	回答
1	<p>津島市上下水道事業営業関連業務委託 公募型プロポーザル実施要領 3 参加資格 (1) 平成 31 年 4 月 1 日を起算日として、過去 5 年間に於いて、本市と同規模以上の地方自治体の上下水道事業営業関連業務を受託、又は当該業務を完了した実績がある者であること。</p> <p>① 業務提案書にて受託実績を記載する項目がありますことから、参加申請時に添付する同種業務実績申告書は実績が確認できる一部の記載でよろしいでしょうか。</p> <p>② 同じ発注者により、業務開始時期が異なる複数の業務を契約している場合、契約期間・業務名の部分を 2 通り記載してよろしいでしょうか。</p> <p>③ 同種業務実績申告書に記載があれば証明する写し等の添付は必要ないとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>① 参加申請時に添付する同種業務実績申告書は、参加資格要件を確認するために提出をしていただくものであるため、参加資格要件を満たす分が記載されていれば足りることとします。</p> <p>② 2 通りの記載でよいものとするが、発注者ごとにまとめて記載してください。</p> <p>③ 証明する写し等の添付は必要ないものとします。ただし、後日提示を求める場合があります。</p>
2	<p>津島市上下水道事業営業関連業務委託 公募型プロポーザル実施要領 7 業務提案書等の提出 (1) 提出書類 ③ 社会的取組を証明する書類</p> <p>○ 公的認証資格などの認定書等の写しとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>公的認証資格などの認定書等の写しで問題ありません。津島市上下水道事業営業関連業務委託公募型プロポーザル実施要領 7 業務提案書等の提出 (7) 社会的取組を証明する書類の作成形態に沿って提出してください。</p>

3	<p>津島市上下水道事業営業関連業務委託公募型プロポーザル実施要領 7 業務提案書等の提出 (5) 見積提案書の作成形態 ② 見積提案金額の内訳を添付すること。</p> <p>○ 提案金額の内訳項目についても規定はないとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>見積提案金額の内訳項目についての規定はありません。各事業者の積算状況を確認するためのものです。</p>
4	<p>津島市上下水道事業営業関連業務委託仕様書 II 業務の内容 1 受付業務 (6) 関係書類の管理保管を行う。</p> <p>○ 現在の保管方法と保管対象書類の受託者側での保管期間をご教示ください。</p>	<p>行政文書の保存期間に従い、保管してください。調定簿、収納簿、開始・中止届けなどは5年保存となっています。</p>
5	<p>津島市上下水道事業営業関連業務委託仕様書 II 業務の内容 2 検針業務 (7) 漏水等の確認作業及び使用者への連絡</p> <p>○ 検針業務での漏水等の確認作業とはどのような内容を想定されているのかご教示ください。</p>	<p>検針業務時の漏水等の確認は、パイロットによる漏水の有無、及び前回検針時の使用水量と比較して、使用水量が大きく増えた場合を想定しています。(使用水量の比較はハンディターミナルで設定します。)</p>
6	<p>津島市上下水道事業営業関連業務委託仕様書 II 業務の内容 3 開閉栓業務 (2) 開栓作業時の通水確認</p> <p>○ お客様立会い開栓が可能な場合のみとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お客様立会い開栓が可能な場合のみの想定です。</p>
7	<p>仕様書2ページ「8 電算システム」について、準備期間中に受託者に対する「Park Water X」の操作研修は実施していただけるのかご教示願います。</p>	<p>準備(引継ぎ)期間中において基本的操作研修はいたします。業務開始後は、操作について不明な点等を随時説明します。</p>
8	<p>仕様書6ページ「8 滞納整理業務」について、「(5) 督促状」と「(6) 催告状」の違いについてご教示願います。</p>	<p>「督促状」は納期ごとに未納者に対し、1回発送します。納付書と同様式(用紙の色は異なる)のもので、「督促状」でも金融機関等での納付が可能です。「督促状」の納期限を過ぎても納付されない場合は滞納となります。</p>

		「催告状」は滞納者に対し発送します。 「催告状」は滞納分すべてが記載されたもので、様式も異なります。「催告状」での納付は不可能です。
9	滞納整理業務について、検針・料金調停から給水停止に至るまでの標準的スケジュールについてご教示願います。	検針（月初～15日ごろまで）→調定（月末）→納付書発送（翌月10日頃）→納期限（発送月末）→督促状発送（翌々月15日頃）→督促状納期限（督促発送月末）  4使用月（2期）分又は10万円以上の水道料金滞納者に対し給水停止予告通知書の発送 給水停止予告通知書に記載された納期限から3日を経過した日以後に給水停止
10	別記1「4 開閉栓業務」について、貴市における開閉栓の方式（副栓弁、道路止水、メータ着脱等）についてご教示願います。	メーターボックス内のバルブ（副栓弁）操作による作業が主なものです。バルブ（副栓弁）がない場合は道路止水もあります。メータ着脱はありません。
11	仕様書IV「2 目標述がありますが、目標達成度によるインセンティブやペナルティがあるかご教示願います。	目標達成度によるインセンティブやペナルティはありません。
12	別記1「3 検針業務」における偶数月と奇数月の検針期間についてご教示願います。	偶数月、奇数月とも月初～15日ごろまでの検針期間としています。
13	災害時の応援について、常駐の業務従事者以外で何名程度の応援を想定されているかご教示願います。	具体的な人数は想定していませんが、今後の受託者との協議になると思います。
14	水道料金収納率について、過年度分の算定方法についてご教示願います。	当該年度における過年度分（5年間）の収納額を過年度未収調定額で除して算出しています。